

職員の再雇用に関する規程

制定 平成27年12月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、職員就業規程（平成27年12月1日制定。以下「規程」という。）第46条第1項及び第47条第3号の規定に基づき公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）を退職する職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等に準ずる者)

第2条 規程第47条第3号に該当する職員で、定年退職者に準じて再雇用を行うことができるものは、25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者とする。

(再雇用の期間)

第3条 再雇用期間は、1年を超えない範囲で、財団が定める期間とする。

2 財団は、前条に該当する者を1日につき7時間45分を超えない勤務時間をもって雇用するものとする。

(雇用期間の更新)

第4条 財団は、前条第1項の再雇用期間における勤務実績が良好である者に対し、当該期間の更新を行うことができる。

2 前項の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

第5条 再雇用を行う場合及び再雇用の期間の更新を行う場合の期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、再雇用に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。